

介護職員等処遇改善加算の「見える化」要件

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度か取組が行われて来ましたが、「新しい経済政策パッケージ(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、その取得要件に「見える化」が加わりました。そして令和 6 年 6 月より処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算（令和 4 年 10 月創設）、が一本化され「新・介護職員等処遇改善加算」となりました。

当該加算を算定するにあたり、下記の要件を満たしている必要があります。

- A 旧・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。**
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。**
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた「見える化」を行っていること**

という 3 つの要件を満たしている必要があります。

C の「見える化」要件とは、①令和 2 年度からの算定要件で、② 介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、**新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容**を公表していることです。

以上の要件に基づき、当社における処遇改善に関する具体的取組（賃金改善以外）につきまして、次のとおり公表いたします。

加算の取得状況「とちの実・ぶなの実」

認知症対応型処遇改善加算Ⅱ

職場環境等の要件、賃金改善以外の改善内容

①入職促進に向けた取組

・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

②資質の向上やキャリアアップに向けた支援

・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

③両立支援・多様な働き方の推進

・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実

・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

- ・有休休暇が取得しやすい環境の整備

④腰痛を含む心身の健康管理

- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

⑤生産性向上のための業務改善の取組

- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

⑥やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善